# 宅地建物取引業法の規定に違反する行為に係る不利益処分要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨城県知事が、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第65条、第66条第1項第9号及び第71条の規定に基づく宅地建物取引業者に対する指導、監督並びに法第68条及び第68条の2に基づく宅地建物取引士に対する指導、監督を公正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(宅地建物取引業者に対する監督処分基準)

- 第2 宅地建物取引業者に対する監督処分基準は次のとおりとする。
- 1 監督処分の内容の決定
- (1) 監督処分内容の決定手続
  - ア 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建 物取引業者がした違反行為に対して行うものとする。
  - イ 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、第3の規 定に基づき定めるものとする。なお、監督処分の内容が業務停止処分の場合は、(3) の規定による加重の要否を判断して定めるものとする。
  - ウ 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の監督処分の内容(一の宅地建物取引業者に対し、指示処分及び業務停止処分を同時にする場合を含む。以下同じ。)は、各違反行為に対して第3の規定に基づき定めるものとする。なお、監督処分の内容が業務停止処分の場合は、(2)の規定による調整を行ったうえ、(3)の規定による加重の要否を判断して定めるものとする。
  - エ イ又はウの規定により定められた監督処分の内容について、斟酌すべき特段の事情がある場合、これを加重又は軽減することを妨げない。
- (2) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整
  - ア 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において,第3の規定により業務停止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは,これらの違反行為に対する業務停止期間については,次の(ア)又は(イ)の日数のうち,より短期である日数とする。

- (ア) 第3の規定に基づき定めた各違反行為に対する業務停止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。(3) 並びに第3の1(3) 及び(5) において同じ。)
- (イ) 第3の規定に基づき定めた各違反行為に対する業務停止期間を合計して得た日数
- イ アの場合において、当該複数の違反行為(直接取引に係る違反行為に限る。)が 複数の取引に係るものであるときにおけるア(ア)の規定の適用については、同規 定中「2分の3」とあるのは、「2」とする。

## (3) 違反行為を重ねて行った場合の加重

法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日(複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日)前5年間に、当該宅地建物取引業者が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による業務停止処分を受けていたときは、業務停止期間について、第3の規定に基づき定めた日数((2)の規定による業務停止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数)に2分の3を乗じて得た日数に加重することとする。

#### 2 監督処分の方法

(1) 指示処分及び業務停止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い 法第65条第1項又は第3項の規定による指示処分及び同条第2項又は第4項の規 定による業務停止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に 係る指示書及び当該業務停止処分に係る業務停止命令書の双方を交付することとす る。

# (2) 業務停止処分をする場合における文書勧告

法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止処分をする場合には、業務停止 命令書を交付するとともに、法第71条の規定により、宅地建物取引業の適正な運営 の確保及び違反行為の再発防止を目的として、勧告書を交付することとする。

## (3)業務停止を開始すべき時期

法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止処分をしようとする場合には、直ちに業務を停止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれが大であるとき、その他直ちに業務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、業務停止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、業務停止の開始日として指定することとする。ただし、広告の撤収、関係者への連絡その他の宅地建物取引業者による業務停止に向けた準備行為に2週間以上要すると見込まれる場合には、業務停止命令書の交付日から業務停止の開始日までの期間について、2週間以上とすることを妨げない。

# (4) 指示処分をした後における調査等

法第65条第1項又は第3項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引業者の実施状況の調査その他の所要の措置を 講ずることとする。

- 3 業務停止期間中において禁止される行為及び許容される行為
- (1) 法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止処分を受けた宅地建物取引業者は、業務停止期間中において、業務停止の開始日前に締結された契約(媒介契約を除く。)に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為はできないこととする。
- (2)(1)の規定に基づき、業務停止期間中において禁止される行為及び許容される行為を例示すると、以下のとおりとなる。

# ア 禁止される行為

- (ア) 広告(広告媒体の種類にかかわらず、名称又は所在地の表示等により宅地又は 建物が特定可能な形で表示されているものに限る。), 宅地建物取引業の取引に 関する電話照会に対する応対及び来客対応, モデルルームの設置及び運営
- (イ) 媒介契約の締結及び更新並びに業務停止の開始日前に締結された媒介契約に係る業務の処理(業務停止の開始日前に締結された契約(媒介契約を除く。)の履行のため必要であることが明らかな媒介契約の更新及び媒介契約に係る業務の処理を除く。)
- (ウ) 申込証拠金の受領、契約の締結の申込みに対する承諾又は拒否の意思表示

- (エ) 宅地又は建物の売買,交換又は賃借(自ら賃貸する場合を除く。) に関する契約の締結
- イ 許容される行為
- (ア)業務停止の開始日前に締結された契約(媒介契約を除く。)に基づく取引を結 了する目的の範囲内の行為(物件の登記,引渡し等)
- (イ) 宅地又は建物を自ら賃貸する行為
- (ウ) 宅地の造成工事又は建物の建築工事,物件に係る建築確認又は開発許可の申請, 資金の借入れ
- 4 監督処分の内容の公表

法第65条第1項若しくは第3項の規定による指示処分、法第65条第2項若しくは 第4項の規定による業務停止処分又は法第66条の規定による免許取消処分をしたとき は、次に掲げる事項について、ホームページへの掲載により公表することとする。

- (1) 当該処分をした日
- (2) 当該処分を受けた宅地建物取引業者の商号又は名称,主たる事務所の所在地,代表 者の氏名,免許証番号
- (3) 当該処分の内容
- (4) 当該処分の理由

(宅地建物取引業者の各違反行為に対する監督処分)

- 第3 宅地建物取引業者の各違反行為に対する監督処分は次のとおりとする。
- 1 法第65条第2項第2号に規定する違反行為に対する監督処分
- (1) 宅地建物取引業者が、法第65条第2項第2号に規定する違反行為をした場合には、同号の規定により、業務停止処分をすることとする。この場合において、業務停止期間については、別表1に定める日数に、必要に応じ、(3)の規定による加重又は(4)若しくは(5)の規定による軽減をして定めるものとする。
- (2) 宅地建物取引業者が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定及び第47条第 1号の規定の双方に違反する行為をした場合における(1)後段の規定の適用につい ては、同規定中「別表1に定める日数」とあるのは、「90日」とする。
- (3) 法第65条第2項第2号に規定する違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに

該当する場合には、業務停止期間について、別表1に定める日数に2分の3を乗じて 得た日数に加重することができる。

- ア 法第65条第2項第2号に規定する違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が、特に大きい場合
- イ 法第65条第2項第2号に規定する違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行 為による等、特に悪質である場合
- ウ 法第65条第2項第2号に規定する違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
- エ 法第65条第2項第2号に規定する違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- (4) 法第65条第2項第2号に規定する違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第65条第1項の規定による指示処分に軽減することができる。ただし、営業を目的とした名義貸し(法第13条第1項)、表示又は広告を目的とした名義貸し(法第13条第2項)、重要な事項に関する故意の不告知等(法第47条第1号)及び不当に高額の報酬の要求(法第47条第2号)については、この軽減措置を適用することができない。
  - ア 当該法第65条第2項第2号に規定する違反行為による関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれない場合
  - イ 監督処分権者が当該法第65条第2項第2号に規定する違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに、宅地建物取引業者が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引業者の対応が誠実であると認められる場合
  - ウ 監督処分権者が当該法第65条第2項第2号に規定する違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合(関係者の損害が発生した場合には、イの事由にも該当する場合に限る。)
- (5) 法第65条第2項第2号に規定する違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、業務停止期間について、別表1に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。ただし、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当し、かつ(3) に掲げる加重事由のいずれかに該当した場合には、(3) の規定による加重措置及びこの軽減措置は適用せず、別表1に定める日数を適用することとする。

また、営業を目的とした名義貸し(法第13条第1項)、表示又は広告を目的とし

た名義貸し(法第13条第2項), 重要な事項に関する故意の不告知等(法第47条第1号)及び不当に高額の報酬の要求(法第47条第2号)については、この軽減措置を適用することができない。

- ア 法第65条第2項第2号に規定する違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が軽微である場合
- イ 宅地建物取引業者が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合((4) イに該当する場合を除く。)
- 2 法の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。)の規定(法第65条第2項第2号に掲げる規定を除く。)に違反する行為に対する監督処分

宅地建物取引業者が、法の規定又は履行確保法第11条第1項若しくは第6項、第1 2条第1項、第13条、第15条若しくは履行確保法第16条において読み替えて準用 する履行確保法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条第1項若しくは第2項の規 定(法第65条第2項第2号に掲げる規定を除く。)に違反する行為をした場合には、 原則として、法65条第1項本文の規定により、指示処分をすることとする。

3 他の法令(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。)に違反する行為に対する監督 処分

宅地建物取引業者が、業務に関し他の法令(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。) に違反する行為をした場合には、原則として、法第65条第1項第3号の規定により、 指示処分をすることとする。

4 法第65条第2項第1号の2 (法第65条第1項第3号を除く。), 同項第6号から 第8号の規定に該当する行為に対する監督処分

宅地建物取引業者が、法第65条第2項第1号の2(法第65条第1項第3号を除く。)、同項第6号から第8号の規定に該当する行為をした場合には、法第65条第2項の規定により、業務停止処分をすることとする。この場合において、業務停止期間については、別表2に定める日数に、必要に応じ、1(3)の規定による加重又は1(4)若しくは1(5)の規定による軽減を準用して定めるものとする。

5 法令に違反する行為以外の行為に対する監督処分

- (1) 宅地建物取引業者が、関係者に損害を与え、若しくは損害を与えるおそれが大である行為、又は取引の公正を害し、若しくは害するおそれが大である行為をした場合において、当該行為の態様が法第65条第2項第2号に規定する違反行為と類似するものであるときは、当該法第65条第2項第2号に規定する違反行為に係る第3の1の規定に従い、原則として、法第65条第2項第5号の規定により、業務停止処分をすることとする。
- (2)(1)に規定する場合を除き、宅地建物取引業者が、関係者に損害を与え、若しくは損害を与えるおそれが大である行為、又は取引の公正を害し、若しくは害するおそれが大である行為(法その他の法令の規定に違反する行為を除く。)をした場合には、原則として、法第65条第1項第1号又は第2号の規定により、指示処分をすることとする。ただし、関係者の損害の程度又は社会的影響の程度が大である場合その他指示処分とすることが不適切と認められる特段の事由がある場合に、同条第2項第5号の規定により、業務停止処分をすることを妨げない。
- 6 指示処分に従わない場合等における監督処分
- (1) 宅地建物取引業者が、法第65条第1項の規定による指示の内容に従わなかった場合には、同条第2項第3号の規定により、15日の業務停止処分をすることとする。
- (2) 宅地建物取引業者が、法第72条第1項の規定に違反して、次のいずれかに該当する違反行為をした場合には、法第65条第2項第4号の規定により、15日の業務停止処分をすることとする。
  - ア 法第72条第1項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした場合
  - イ 法第72条第1項の規定による立入検査に対し、これを拒み、妨げ、又は忌避した場合
- 7 法第65条第3項の規定に該当する場合における監督処分

宅地建物取引業者が、法第65条第3項の規定に該当する場合には、原則として、同項の規定により、指示処分をすることとする。この場合においては、法第65条第1項の規定による指示処分に関する監督処分の規定を準用して定めるものとする。

8 法第65条第4項の規定に該当する場合における監督処分

宅地建物取引業者が、法第65条第4項の規定に該当する場合には、同項の規定により、業務停止処分をすることとする。この場合において、業務停止期間については、法第65条第2項の規定による業務停止処分に関する監督処分の規定を準用して定めるものとする。

9 特に情状の重い違反行為等に対する監督処分

宅地建物取引業者が、次のいずれかに該当する違反行為をした場合には、法第66条 第1項第9号の規定により、免許取消処分をすることとする。

- (1) 第3の1から6までの規定により業務停止処分の対象となる違反行為であって、当該違反行為の情状が特に重い場合
- (2)業務停止期間中に、当該業務停止の開始日前に締結された契約(媒介契約を除く。) に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為を した場合

(宅地建物取引士に対する監督処分基準)

- 第4 宅地建物取引士(法第18条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けている者をいい、宅地建物取引士証の交付を受けていない者を含む。以下同じ。)に対する監督処分基準は次のとおりとする。
- 1 監督処分の内容の決定
- (1) 監督処分内容の決定手続き
  - ア 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建 物取引士がした違反行為に対して行うものとする。
  - イ 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、第5の規 定に基づき定めるものとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、(3) の規定による加重の要否を判断して定めるものとする。
  - ウ 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の監督処分の内容(一の宅地建物取引士に対し、指示処分及び事務禁止処分を同時にする場合を含む。以下同じ。)は、各違反行為に対して第5の規定に基づき定めるものとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、(2)の規定による調整を行ったうえ、(3)の規定による加重の要否を判断して定めるものとする。
  - エ イ又はウの規定により定められた監督処分の内容について、斟酌すべき特段の事情がある場合、これを加重又は軽減することを妨げない。

# (2) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整

- ア 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において,第5の規定により事務禁止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは,これらの違反行為に対する事務禁止期間については,次の(ア)又は(イ)の日数のうち,より短期である日数とする。
  - (ア) 第5の規定に基づき定められた各違反行為に対する事務禁止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。(3) 並びに第5の1(2) 及び(4) において同じ。)
  - (イ) 第5の規定に基づき定めた各違反行為に対する事務禁止期間を合計して得た日数
- イ アの場合において、当該複数の違反行為(直接取引に係る違反行為に限る。)が 複数の取引に係るものであるときにおけるア(ア)の規定の適用については、同規 定中「2分の3」とあるのは、「2」とする。

# (3) 違反行為を重ねて行った場合の加重

法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日(複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日)前5年間に、当該宅地建物取引士が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分を受けていたときは、事務禁止期間について、第5の規定に基づき定めた日数((2)の規定による事務禁止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数)に2分の3を乗じて得た日数に加重することとする。

#### 2 監督処分の方法

(1)指示処分及び事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い 法第68条第1項又は第3項の規定による指示処分及び同条第2項又は第4項の規 定による事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に 係る指示書及び当該事務禁止処分に係る事務禁止命令書の双方を交付することとす る。

## (2) 事務禁止を開始すべき時期

法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分をしようとする場合には、 直ちに事務を禁止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれが大であると き、その他直ちに事務を禁止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則 として、事務禁止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、事務禁止の 開始日として指定することとする。

# (3) 指示処分をした後における調査等

法第68条第1項又は第3項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引士の実施状況の調査その他の所要の措置を講ずることとする。

3 事務禁止期間中において禁止される行為及び許容される行為 法第68条第2項又は第4項の規定による事務禁止処分を受けた宅地建物取引士は、 事務禁止期間中において、宅地建物取引士としてすべき事務は一切できないこととする。

(宅地建物取引士の各違反行為に対する監督処分)

- 第5 宅地建物取引士の各違反行為に対する監督処分は次のとおりとする。
- 1 法第68条第1項各号に規定する違反行為に対する監督処分
- (1) 宅地建物取引士が、法第68条第1項各号に規定する違反行為をした場合には、同条第2項の規定により、事務禁止処分をすることとする。この場合において、事務禁止期間については、別表3に定める日数に、必要に応じ、(2)の規定による加重又は(3)若しくは(4)の規定による軽減をして定めるものとする。
- (2) 法第68条第1項各号に規定する違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに該当する場合には、事務禁止期間について、別表3に定める日数に2分の3を乗じて得た日数に加重することができる。
  - ア 法第68条第1項各号に規定する違反行為により発生し、又は発生が見込まれる 関係者の損害の程度が、特に大きい場合
  - イ 法第68条第1項各号に規定する違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為 による等、特に悪質である場合

- ウ 法第68条第1項各号に規定する違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
- エ 法第68条第1項各号に規定する違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- (3) 法第68条第1項各号に規定する違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第68条第1項の規定による指示処分に軽減することができる。ただし、専任の宅地建物取引士としての名義貸し(法第68条第1項第1号)及び他人への名義貸し(法第68条第1項第2号)については、原則として、この軽減措置を適用することができない。
  - ア 当該法第68条第1項各号に規定する違反行為による関係者の損害が発生せず、 かつ、今後発生することが見込まれない場合
  - イ 監督処分権者が当該法第68条第1項各号に規定する違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに、宅地建物取引士が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引士の対応が誠実であると認められる場合
  - ウ 監督処分権者が当該法第68条第1項各号に規定する違反行為の存在を覚知する まで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合(関係者の 損害が発生した場合には、イの事由にも該当する場合に限る。)
- (4) 法第68条第1項各号に規定する違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、事務禁止期間について、別表3に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。ただし、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当し、かつ(2) に掲げる加重事由のいずれかに該当した場合は、(2) の規定による加重措置及びこの軽減措置は適用せず、別表3に定める日数を適用することとする。
  - また、専任の宅地建物取引士としての名義貸し(法第68条第1項第1号)及び他 人への名義貸し(法第68条第1項第2号)については、この軽減措置を適用するこ とができない。
  - ア 法第68条第1項各号に規定する違反行為により発生し、又は発生が見込まれる 関係者の損害の程度が軽微である場合
  - イ 宅地建物取引士が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合((3) イに該当する場合を除く。)

2 指示処分に従わない場合における監督処分

宅地建物取引士が、法第68条第1項の規定による指示の内容に従わなかった場合には、同条第2項の規定により、15日の事務禁止処分をすることとする。

3 法第68条第3項の規定に該当する場合における監督処分

宅地建物取引士が、法第68条第3項の規定に該当する場合には、原則として、同項の規定により、指示処分をすることとする。この場合においては、法第68条第1項の規定による指示処分に関する監督処分の規定を準用して定めるものとする。

4 法第68条第4項の規定に該当する場合における監督処分

宅地建物取引士が、法第68条第4項の規定に該当する場合には、同項の規定により、 事務禁止処分をすることとする。この場合において、事務禁止期間については、法第6 8条第2項の規定による事務禁止処分に関する監督処分の規定を準用して定めるものと する。

- 5 特に情状の重い違反行為等に対する監督処分
- (1) 法第68条の2第1項第4号の規定に該当する行為に対する監督処分 宅地建物取引士が、次のいずれかに該当する違反行為をした場合には、法第68条 の2第1項第4号の規定により、登録の消除処分をすることとする。
  - ア 第5の1の規定により事務禁止処分の対象となる違反行為であって、当該違反行 為の情状が特に重い場合
  - イ 事務禁止期間中に、宅地建物取引士としてすべき事務を行った場合
- (2) 法第68条の2第2項第3号の規定に該当する行為に対する監督処分 法第18条第1項の登録を受けている者で宅地建物取引士証の交付を受けていない ものが宅地建物取引士としてすべき事務を行い、特に情状が重い場合には、法第68 条の2第2項第3号の規定により、登録の消除処分をすることとする。

#### (処分の保留)

- 第6 次の場合には、必要と認められるまでの間、監督処分を保留することができる。
- 1 司法上の捜査が行われ、又は書類送検、起訴等がなされた場合
- 2 取引の関係者を保護するため特に必要があると認められる場合
- 3 処分にかかる行為が訴訟中であり、処分内容を決定するにあたり当該訴訟の判断を待

### つ必要がある場合

(指導. 助言又は勧告等)

- 第7 指導、助言又は勧告等は次のとおりとする。
- 1 違反行為の軽重及び態様、違反行為後の宅地建物取引業者の措置状況等を総合的に勘 案したうえで、監督処分に至らない違反行為については、法第71条の規定により、必 要な指導、助言又は勧告をすることとする。
- 2 違反行為の軽重及び態様、違反行為後の宅地建物取引士の措置状況等を総合的に勘案 したうえで、監督処分に至らない違反行為については、文書又は口頭による指導をする こととする。

(適用除外)

第8 この基準に定めがない事項については、法の規定により別途処理することができる ものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に法第69条第2項で準用する法第16条の15第3項の通知をした監督処分については、監督処分の内容の公表を除き、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 法第65条第2項第2号に規定する違反行為に対する標準の業務停止期間(第3の1(1)関係)

	違 反 行 為 の 概 要	業務停止期 間の日数
1 営業を目的とした名義貸し	法第13条第1項の規定に違反して、他人の営業のために名義貸しをした場合	90日
2 表示又は広告を目的とした名義貸し	法第13条第2項の規定に違反して、他人の表示又は広告のために名義貸しをした場合	15日
3 専任の宅地建物取引士の設置義 務違反	法第31条の3第3項の規定に違反して、専任の宅地建物取引士の設置に関し必要な措置を とらなかった場合	7日
4 営業保証金の供託等に関する義 務違反	次のいずれかに該当する場合 (1) 法第25条第5項(法第26条第2項において準用する場合を含む。), 法第28条第1項, 法第64条の15前段又は法第64条の23前段の規定に違反して, 必要な営業保証金を供託しなかった場合 (2) 法第64条の9第2項の規定に違反して, 必要な弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合 (3) 法第64条の10第2項の規定に違反して, 必要な還付充当金を納付しなかった場合 (4) 法第64条の12第4項の規定に違反して, 必要な特別弁済業務保証金分担金を納付しなかった場合	3 O
5 誇大広告等の禁止違反	(1) 法第32条の規定に違反して、誇大広告等をした場合((2) の場合を除く。)	7日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((3)の場合を除く。)	15日
	(3)(2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合	30日
6 自己の所有に属しない宅地又は 建物の売買契約締結の制限違反	(1) 法第33条の2の規定に違反して、自己の所有に属しない宅地又は建物について、売 買契約(予約を含む。)を締結した場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
7 取引態様の明示義務違反	法第34条の規定に違反して、取引態様の別を明示しなかった場合	7日

8 媒介契約締結時における書面の 交付義務違反	次のいずれかに該当する場合 (1) 法第34条の2第1項(法第34条の3において準用する場合を含む。(2) において同じ。)の規定に違反して、媒介契約の締結時に書面を交付しなかった場合 (2) 法第34条の2第1項の書面について、同項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合	7日
9 価額について意見を述べる際の 根拠の明示義務違反	法第34条の2第2項(法第34条の3において準用する場合を含む。)の規定に違反して、 宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額について意見を述べるときに、その根拠を明 らかにしなかった場合	7日
10 重要事項説明義務違反	(1)次のいずれかに該当する場合((2)の場合を除く。) ア 法第35条第1項,第2項又は第3項の書面に,同条第1項各号,第2項各号又は 第3項各号に掲げる事項の一部を記載せず,又は虚偽の記載をした場合 イ 法第35条第1項,第2項又は第3項の書面は交付したものの,説明はしなかった 場合 ウ 宅地建物取引士以外の者が,法第35条第1項,第2項又は第3項の規定による重 要事項説明をした場合	7日
	(2)(1)アからウまでのいずれかに該当する場合において、当該違反行為により関係者 の損害が発生した場合((3)の場合を除く。)	15日
	(3)(2)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合	30日
	(4) 法第35条第1項,第2項又は第3項の規定に違反して,同条第1項,第2項又は第 3項の書面を交付しなかった場合((5) の場合を除く。)	15日
	(5)(4)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合((6)の場合を除く。)	30日
	(6)(5)の場合において、当該関係者の損害の程度が大であると認められる場合	60日
1 1 契約締結等の時期の制限違反	(1) 法第36条の規定に違反して、工事に関し必要とされる開発許可、建築確認その他の 処分を取得する前に、売買契約の締結等をした場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
1 2 売買契約等の締結時における 書面の交付義務違反	法第37条第1項又は第2項の書面に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の一部を記載せず、又は虚偽の記載をした場合 - 15 -	7日

	法第37条第1項又は第2項の規定に違反して,同条第1項又は第2項の書面を交付しなかった場合	15						
13 手付金等の保全義務違反	(1) 法第41条第1項又は第41条の2第1項の規定に違反して、必要な保全措置を講じずに手付金等を受領した場合((2) の場合を除く。)							
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30						
1 4 所有権留保等の禁止違反	(1) 法第43条第1項若しくは第3項の規定に違反して、登記その他引渡し以外の売主の 義務を履行しなかった場合、又は、同条第2項若しくは第4項の規定に違反して、担保 の目的で宅地若しくは建物を譲り受けた場合((2) の場合を除く。)	15						
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	3 O E						
15 不当な履行の遅延	5 不当な履行の遅延 法第44条の規定に違反して、宅地若しくは建物の登記若しくは引渡し又は取引に係る対価 の支払いを不当に遅延させた場合							
16 秘密を守る義務違反	法第45条の規定に違反して、秘密を他に漏らした場合	15						
17 限度額を超える報酬の受領	法第46条第2項の規定に違反して,限度額を超えて報酬を受領した場合	15						
18 重要な事項に関する故意の不 告知等	法第47条第1号の規定に違反して、重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実 のことを告げた場合	906						
19 不当に高額の報酬の要求	法第47条第2号の規定に違反して,不当に高額な報酬を要求した場合	301						
20 手付の貸与等による契約締結 の誘因	(1) 法第47条第3号の規定に違反して,手付の貸与等により契約の締結を誘引した場合 ((2) の場合を除く。)	15						
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	301						
2 1 契約締結の勧誘時における将 来利益に関する断定的判断の提供	(1) 法第47条の2第1項の規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供した場合((2) の場合を除く。)	15						
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30						

22 契約締結等を目的とした宅地 建物取引業者の相手方等に対する 威迫	(1) 法第47条の2第2項の規定に違反して、契約の締結等を目的として、宅地建物取引業者の相手方等を威迫した場合((2) の場合を除く。)	15日
<b>以</b> 足	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
23 契約締結の勧誘時における将 来の環境又は利便に関する断定的 判断の提供	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号イの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供した場合((2)の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
24 契約締結の勧誘時における判 断に必要な時間の付与拒否	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号口の規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒んだ場合((2) の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
25 勧誘に先立って宅地建物取引 業者名,担当者名,勧誘目的を告 げずに勧誘	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ハの規定に違反して,契約の締結の勧誘をするに際し、勧誘に先立って、宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合	7日
26 相手方等が契約を締結しない 旨等の意思表示をした場合の再勧 誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号二の規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、相手方等が契約を締結しない旨等の意思を表示したにもかかわらず勧誘を継続した場合((2) の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
27 迷惑を覚えさせるような時間 の電話又は訪問による勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ホの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、迷惑を覚えさせるような時間に電話勧誘又は訪問勧誘を行った場合((2) の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日
28 私生活又は業務の平穏を害す る方法による契約締結の勧誘	(1) 法第47条の2第3項及び規則第16条の12第1号ハの規定に違反して、契約の締結の勧誘をするに際し、私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させた場合((2) の場合を除く。)	15日
	(2)(1)の場合において、当該違反行為により関係者の損害が発生した場合	30日

	1	
29 契約申込みの撤回時における 預り金の返還拒否	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第2号の規定に違反して、預り金を返還する ことを拒んだ場合	15日
30 正当な理由のない契約解除の 拒否等	法第47条の2第3項及び規則第16条の12第3号の規定に違反して、正当な理由なく、 契約の解除を拒み、又は妨げた場合	30日
3 1 証明書不携帯時における従業 者の業務従事	法第48条第1項の規定に違反して、証明書を携帯させずに、従業者をその業務に従事させ た場合	7日
32 従業者名簿の不備	法第48条第3項の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又は規則第17条の2第1項各 号に掲げる記載事項の一部を記載しなかった場合	7日
33 履行確保法の規定に基づく保 証金の供託に関する義務違反	履行確保法第11条第1項の規定に違反して,必要な住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行わ なかった場合	7日
3 4 履行確保法の規定に基づく新 築住宅の売買契約の締結禁止違反	履行確保法第13条の規定に違反して、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以降 において、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結した場合	15
35 履行確保法の規定に基づく不 足額の供託に関する義務違反	履行確保法第16条において読み替えて準用する第7条第1項の規定に違反して,不足した 住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行わなかった場合	7日

別表2 法第65条第2項第1号の2(法第65条第1項第3号を除く。), 同項第6号から第8号の規定に該当する行為に対する標準の業務停止期間(第3の4関係)

	違	反	行	為	Ø	概	要 業務停止期 間の日数
1 宅地建物取引士処分の宅地建物 取引業者の責め		:が,法	第68	条又は	第68	条の2	第1項第3号を除く。)の規定に該当して、宅地 第1項の規定による処分を受けた場合において、 らるとき。
2 法定代理人の不正又は著しく不 当な行為	年者である	場合に	こおいて	て, その	つ法定代	は理人が	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成 7日 「業務の停止をしようとするとき以前5年以内に 「行為をしたとき。
3 法人の役員又は政令使用人の不 正又は著しく不当な行為	定める使用	見人の・	うちに第	美務の(	亭止をし	しようと	法人である場合において、その役員又は政令で 7日 : するとき以前 5 年以内に宅地建物取引業に関し :至ったとき。
4 個人の政令使用人の不正又は著 しく不当な行為		美務の何	亭止をし	しようる	:すると	き以前	個人である場合において、政令で定める使用人 7日 前5年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著し

# 別表3 法第68条第1項各号の規定に該当する行為に対する標準の事務禁止期間(第5の1(1)関係)

	違	反	行	為	Ø	概	要	事務禁止期 間の日数
1 専任の宅地建物取引士としての 名義貸し		こいる	事務所以	从外の■	事務所σ	)宅地延	宅地建物取引業者に自己が宅地建物取引士とし 建物取引士である旨の表示をすることを許し、当 とき。	90日
2 他人への名義貸し							他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がそ の表示をしたとき。	60日
3 不正又は著しく不当な行為	法第68第					もして,	宅地建物取引士として行う事務に関し不正又は	30日